

重要 必ずご確認ください

受験資格の変更について

介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格につきましては、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成 18 年 5 月 22 日厚生労働省老健局長通知）の一部改正により、以下のとおり変更になりました。

前年度まで認められていた従来の受験資格の経過措置が廃止され、前回まで受験できていた方も、今年度より受験ができない可能性がありますのでご注意ください。

【平成 30 年度からの受験資格】

以下のいずれかに該当し、当該業務従事期間が 5 年以上かつ 900 日以上ある者

法定資格保有者	保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間 （ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、 理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、 視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、 栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士 ） ※平成 30 年度より、介護等業務（法定資格に基づく業務を除く）により実務経験を満たして受験する方法が廃止されましたので、 <u>資格取得後（登録日以降）の実務経験日数が 5 年以上かつ 900 日以上必要</u> となります。
生活相談員	生活相談員として、（地域密着型）介護老人福祉施設・（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において、要介護者等の日常生活の自立に関する <u>相談援助業務</u> に従事した期間
支援相談員	支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する <u>相談援助業務</u> に従事した期間
相談支援専門員	障害者総合支援法第 5 条第 18 項及び児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する事業の従事者として従事した期間 ※平成 30 年 5 月 28 日試験実施要綱改正に伴い、下線部分変更
主任相談支援員	生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する事業の従事者として従事した期間